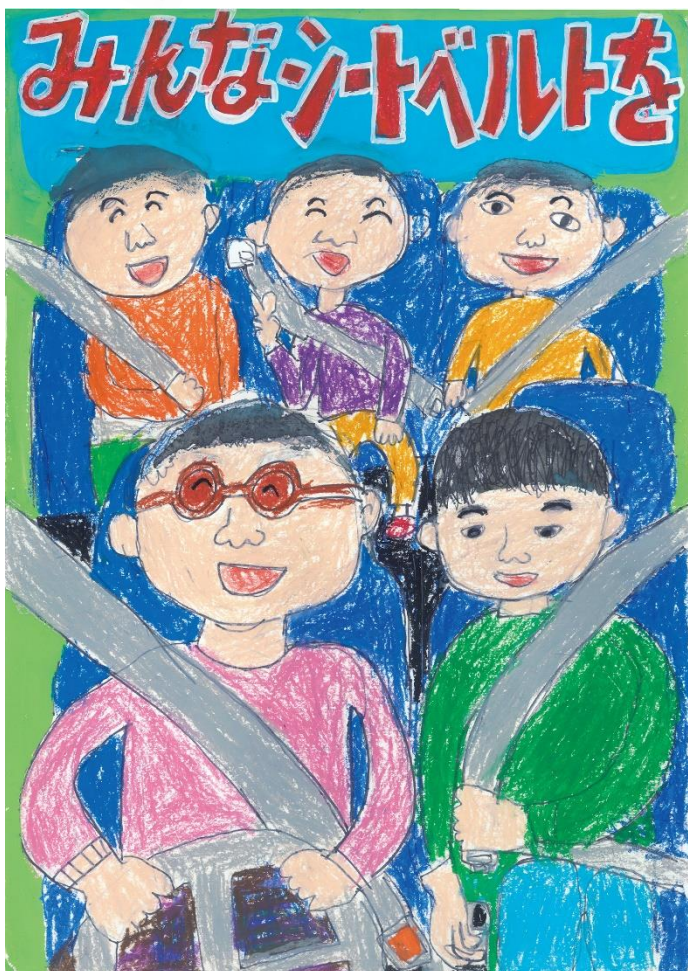


令和6年

春の交通安全市民運動 実施要綱

令和6年4月6日(土)～15日(月)



令和5年度交通安全ポスターの部 佳作作品

市内一斉交通安全

街頭活動の日について

期日：令和6年4月8日(月)

- 市内一斉交通安全街頭活動の日を定めます。上記日程での実施に御協力をお願いします。
- 一斉活動日を定めますが、この日にこだわらずに各団体で実施可能な日時を決めて実施いただければ結構です。街頭活動を実施される場合は、日程等を各団体で設定していただき、無理の無い範囲で御協力をお願いします。



交通安全キャラクター
シグナルちゃん

スローガン

「ストップ・ザ 交通事故 ～高めようモラル 守ろうルール～」

「交通事故ゼロの豊田市を目指して」

目的

新年度は、新たな生活をスタートする新入学児童を始め、学生や社会人等による不慣れた交通環境での交通事故の発生が懸念されます。また、過ごしやすい季節となり、外出する機会が増えることから、人や車の動きが活発になり、交通事故の危険性が高まります。

そこで、運動重点に沿った春の交通安全市民運動を展開し、市民一人一人が交通安全意識を高めて交通ルールを遵守することにより、交通事故の防止を図ります。

豊田市交通安全市民会議

運 動 重 点	取 組 内 容
<p>こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践</p>	<p>① 通学路を始めとした安全な道路交通環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路やこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進します。 <p>② 歩行者の交通ルール遵守の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信号を守る、横断歩道が近くにあるところでは横断歩道を利用する、斜め横断をしないなど交通ルールを徹底します。 ・運転者から目立つよう手を挙げて横断する「ハンド・アップ運動」を実践します。 ・横断歩道を渡る時は、運転者とのアイコンタクトで安全確認を徹底し、一時停止した運転者に対して感謝を伝える「とまってくれてありがとう運動」を実践します。 ・夜間の外出の際は、明るい色の服装や反射材を着用します。
<p>歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行</p>	<p>① 運転者の歩行者優先意識の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道の手前では減速し、歩行者がいる場合は一時停止する歩行者優先を徹底します。 <p>② 飲酒運転の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ハンドルキーパー運動」や「飲酒運転四（し）ない運動」を実践し、飲酒運転を根絶します。 <p>③ 妨害運転等の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思いやり、ゆずり合いの気持ちを持って運転し、無理な進路変更や追い越し等は絶対にしません。 <p>④ 高齢運転者の交通事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の変化を認識し、長時間の運転や体調不良時等の運転は控えます。 <p>⑤ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後部座席を含めたすべての座席のシートベルト着用を徹底します。また、こどもの体格に合ったチャイルドシートを選んで使用します。 <p>⑥ 二輪車運転者に対する広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二輪車の特性及び速度超過の危険性を理解し、ヘルメットやプロテクター等を正しく着用します。
<p>自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守</p>	<p>① 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての自転車利用者はヘルメット着用の努力義務を踏まえ、着用を徹底します。 ・定期的な点検整備をします。 ・自転車損害賠償責任保険等に加入します。 <p>② 自転車の交通ルール遵守の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イヤホン及びスマートフォン等を使用した「ながら運転」や、傘差し等による「片手運転」は絶対にしません。 ・夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等、交通ルールの遵守を徹底します。 <p>③ 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルール遵守及びヘルメット着用を徹底します。

豊田市交通安全市民会議事務局

〒471-8501 豊田市西町 3-60 豊田市役所交通安全防犯課内

TEL：34-6633 FAX：32-3794 Eメール：signal@city.toyota.aichi.jp

ホームページ：https://signal.toyota.aichi.jp/